

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)第2条第2号、第2条の3第2号、第9条第2号又は第10条の3第2号の指定のうち、指定を受けようとする者の申請に基づき行われるもの(以下「再生利用個別指定」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の種類)

第2条 再生利用個別指定の種類は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 再生利用のための廃棄物の収集又は運搬(以下「再生輸送」という。)を業として行う者 再生輸送業者
  - (2) 再生利用のための廃棄物の処分(以下「再生活用」という。)を業として行う者 再生活用業者
- 2 前項各号の廃棄物は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。
- (1) ばいじん又は焼却灰であって、一般廃棄物又は産業廃棄物の焼却に伴って生じたものその他の生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるもの
  - (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第2条第3項の特別管理一般廃棄物及び法第2条第5項の特別管理産業廃棄物
  - (3) 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成4年法律第108号)第2条第1項の特定有害廃棄物等

第3条 再生利用個別指定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、前条第1項に規定する指定の種類ごとに再生利用個別指定申請書を市長に提出し、再生利用個別指定を申請しなければならない。

2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画の概要を記載した書類
- (2) 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- (3) 申請者が事業の用に供する施設の所有権又は使用する権原を有することを証する書類
- (4) 申請者が個人である場合にあっては、住民票の写し
- (5) 申請者が法人である場合にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (6) 申請者が法第14条第5項第2号イからへまでに掲げる者のいずれにも該当しない旨を記載した書類
- (7) 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- (8) 申請者が個人である場合にあっては、資産に関する調書並びに当該申請の直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (9) 申請者が法人である場合にあっては、当該申請の直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (10) 排出者、再生輸送業者又は再生活用業者との取引関係及び委託関係を記載した契約書等の書類の写し
- (11) 再生活用業者に係る申請の場合にあっては、再生活用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類
- (12) 申請者が法に基づく許可又は指定を受けている場合にあっては、その許可証等の写し
- (13) 生活環境の保全に係る対策を記載した書類
- (14) 市税滞納有無調査承諾書
- (15) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(平24規則150・令3規則23・一部改正)

(指定の基準等)

第4条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、次の各号に掲げる再生利用個別指定の種類に応じ、当該各号に定める基準に適合するときに限り、再生利用個別指定を行うものとする。

(1) 再生輸送業者 次に掲げる基準

- ア 市内に住所(法人にあっては、事務所)を有すること。
- イ 市内において再生活用業者が自ら再生輸送を行い、又は排出者の委託を受けて再生輸送を行うこと。
- ウ 排出者から廃棄物を無償又は再生輸送に要する適正な費用の一部であることが明らかな料金で引き取ること。
- エ 申請者が法第14条第5項第2号イからへまでに掲げる者のいずれにも該当しないこと。
- オ 廃棄物の再生輸送を確実に遂行するための施設を所有し、又は当該施設の使用の権原を有すること。
- カ 引き取られた廃棄物は、全て再生活用を行う施設又は再生利用を行う現場に搬入されること。
- キ 排出者と申請者との間に取引関係が確立されることが見込まれ、かつ、その取引関係に継続性があること。
- ク 再生輸送を行おうとする廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに当該廃棄物による悪臭が発散するおそれのない運搬車、運搬容器その他の運搬施設を有すること。
- ケ 再生輸送を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること。
- コ 再生輸送において生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがないこと。
- サ 本市の市税の滞納がないこと。

(2) 再生活用業者 次に掲げる基準

- ア 市内に住所(法人にあっては、事務所)を有すること。
- イ 再生活用の用に供する施設を市内に設置していること。
- ウ 排出者の委託を受けて再生活用を行うこと。
- エ 排出者から廃棄物を無償又は再生活用に要する適正な費用の一部であることが明らかな料金で引き取ること。
- オ 申請者が法第14条第5項第2号イからへまでに掲げる者のいずれにも該当しないこと。
- カ 再生活用を行おうとする廃棄物の種類に応じ、当該廃棄物の再生活用に適する処理施設を所有し、又は当該処理施設の使用に係る権原を有すること。
- キ 引き取られた廃棄物は、その大部分が再生活用の用に供されること。
- ク 排出者と申請者との間に取引関係が確立されることが見込まれ、かつ、その取引関係に継続性があること。
- ケ 廃棄物の保管施設を有する場合にあっては、搬入された廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに当該廃棄物による悪臭が発散しないように必要な処置を講じたものであること。
- コ 再生活用を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること。
- サ 再生活用において生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがないこと。

- シ 一般廃棄物の再生活用にあつては省令第6条の3第4号及び第5号、産業廃棄物の再生活用にあつては省令第12条の12の4第4号及び第5号の規定に適合していること。
- ス 再生活用の過程において生ずる廃棄物の処理を適切に遂行できること。
- セ 本市の市税の滞納がないこと。
- ソ 地域住民との間に生活環境の保全に関する協定が締結されていること。
- 2 前項の再生利用個別指定の期間(以下「指定の有効期間」という。)は、次条の規定による指定証の交付の日から起算して2年を超えない範囲内において市長が定めるものとする。
- 3 市長は、第1項の再生利用個別指定を行うに際し、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。  
(平24規則150・一部改正)
- (指定証の交付)
- 第5条 市長は、前条第1項の再生利用個別指定を行ったときは、再生利用個別指定証(様式第1号。以下「指定証」という。)を交付するものとする。  
(令3規則23・一部改正)
- (指定の更新)
- 第6条 再生利用個別指定を受けた者(以下「指定業者」という。)は、指定の有効期間の満了後も引き続き再生利用個別指定に係る事業を営もうとするときは、当該指定の有効期間の満了の日までに、再生利用個別指定更新申請書を市長に提出し、再生利用個別指定の更新を受けなければならない。
- 2 前項に規定する更新の申請があつた場合において、指定の有効期間の満了の日までに当該申請に対する処分がされないときは、従前の再生利用個別指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 3 第1項に規定する更新の申請があつた場合における当該更新に係る指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算して2年を超えない範囲内において市長が定めるものとする。
- 4 前条の規定は、第1項の規定による指定の更新があつた場合について準用する。  
(令3規則23・一部改正)
- (変更の承認)
- 第7条 指定業者は、再生利用個別指定に係る事業の範囲を変更しようとするときは、あらかじめ再生利用個別指定事業変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。
- 2 第3条第2項の規定は、前項に規定する申請書について準用する。  
(令3規則23・一部改正)
- (変更の届出)
- 第8条 指定業者は、再生利用個別指定に係る次に掲げる事項を変更したときは、再生利用個別指定事項変更届出書を変更の日から10日以内に市長に提出しなければならない。
- (1) 氏名及び住所(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
- (2) 事務所及び事業場の名称及び所在地
- (3) 再生活用により得られる有用物の利用方法
- (4) 事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び処理能力
- (5) 事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要
- (6) 排出者等との取引関係
- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項に規定する届出書に必要と認める書類及び図面を添付させることができる。  
(令3規則23・一部改正)
- (廃止の届出)
- 第9条 指定業者は、当該再生利用個別指定に係る事業の全部又は一部を廃止したときは、再生利用個別指定事業廃止届出書を廃止の日から10日以内に市長に提出しなければならない。  
(令3規則23・一部改正)
- (指定の効力の停止)
- 第10条 市長は、指定業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めて再生利用個別指定の効力を停止することができる。
- (1) 法若しくはこの規則若しくはこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたとき、又は他人に対して当該行為をすることを要求し、依頼し、若しくは示唆し、若しくは他人が当該行為をすることを助けたとき。
- (2) 第4条第1項に規定する基準に適合しなくなったとき(次条第1号に該当するときを除く。)又は第4条第3項の規定により再生利用個別指定に付した条件に違反したとき。  
(平24規則150・一部改正)
- (指定の取消し)
- 第11条 市長は、指定業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該再生利用個別指定を取り消すものとする。
- (1) 法第14条第5項第2号イからへまでに掲げる者のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 第7条に規定する変更の承認を受けずに事業の範囲を変更したとき。
- (3) 前条に規定する再生利用個別指定の効力の停止に係る期間中に法第7条第1項若しくは第6項又は法第14条第1項若しくは第6項の規定に違反して廃棄物の収集、運搬又は処分を行ったとき。
- (4) 前2号に掲げるもののほか、前条第1号に該当し、情状が特に重いと認めるとき。
- (5) 前条第2号に該当し、情状が特に重いと認めるとき。
- (指定証の書換え交付)
- 第12条 市長は、第5条の規定により交付した指定証の記載事項に変更があつたときは、当該指定証を書き換えて交付するものとする。  
(指定証の再交付の申請)
- 第13条 指定業者は、指定証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、再生利用個別指定証再交付申請書により、市長に指定証の再交付を申請することができる。  
(令3規則23・一部改正)
- (指定証の返納)
- 第14条 指定業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに指定証(第6号に該当する場合にあつては、亡失していた指定証)を市長に返納しなければならない。

- (1) 指定の有効期間の満了により指定証が効力を失ったとき。
- (2) [第9条](#)に規定する事業の全部の廃止に係る届出書を市長に提出したとき。
- (3) [第11条](#)の規定により再生利用個別指定を取り消されたとき。
- (4) [第12条](#)に規定する指定証の書換え交付を受けたとき。
- (5) 指定証の汚損又は破損により、[前条](#)に規定する指定証の再交付を受けたとき。
- (6) 指定証の亡失により、[前条](#)に規定する指定証の再交付を受けた場合であって、当該亡失していた指定証が発見されたとき。

(帳簿の備付け等)

第15条 指定業者は、事業場ごとに帳簿を備え、当該事業場において実施した廃棄物の再生輸送又は再生活用に  
ついて、[別表](#)の左欄に掲げる再生利用個別指定の種類に応じ、それぞれ[回表](#)の右欄に定める事項を記載  
しなければならない。

- 2 指定業者は、毎月の[前項](#)の規定による帳簿への記載を翌月末日までに行わなければならない。
- 3 指定業者は、[第1項](#)の帳簿を1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間事業場ごとに保存しなければならない。  
(表示)

第16条 再生輸送に係る指定業者は、再生輸送のために使用する車両の車体の両側面に、再生輸送用の車両である  
旨及び氏名又は名称を鮮明に表示しなければならない。

- 2 [前項](#)の規定により表示する事項については、識別しやすい色で、かつ、日本産業規格Z8305に規定する90ポイ  
ント以上の大きさの文字を用いなければならない。
- 3 再生活用に係る指定業者は、再生活用のために使用する施設の入口の見やすい箇所に、[様式第2号](#)により、再  
生活業者であることを表示する立札その他の設備を設けなければならない。  
(令元規則11・令3規則23・一部改正)

(報告)

第17条 指定業者は、毎月10日までに、前月中の再生輸送又は再生活用の実績について、[次の各号](#)に掲げる再生  
利用個別指定の種類に応じ、[当該各号](#)に定める様式により市長に報告しなければならない。ただし、その事業  
の全部若しくは一部を休止し、又は廃止したときは、その休止し、又は廃止した日から10日以内に報告しなけ  
ればならない。

- (1) 再生輸送に係る指定業者 廃棄物再生輸送実績報告書
- (2) 再生活用に係る指定業者 廃棄物再生活用実績報告書
- 2 [前項](#)によるもののほか、市長は、必要があると認めるときは、指定業者に対して当該再生利用個別指定に係  
る必要な報告を求めることができる。  
(令3規則23・一部改正)

(書類の様式等)

第18条 この規則に定めるもののほか、この規則の規定により使用する書類([第3条第2項](#)に掲げる書類並びに[第8  
条第2項](#)の書類及び図面を除く。)に記載すべき事項及びその様式は、市長が別に定めるところによる。

- 2 [前項](#)の様式のうち市民等が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表  
するものとする。  
(令3規則23・追加)

(雑則)

第19条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。  
(令3規則23・旧第18条繰下)

附 則

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

附 則(平成24年7月6日規則第150号)

この規則は、平成24年7月9日から施行する。ただし、第4条及び第10条の改正規定は、公布の日から施行す  
る。

附 則(令和元年6月27日規則第11号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。  
(熊本市廃棄物再生利用個別指定に関する規則の一部改正に伴う経過措置)
- 5 この規則の施行の日前において、第6条の規定による改正前の熊本市廃棄物再生利用個別指定に関する規則の  
規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(令和2年7月17日規則第72号)

この規則は、令和2年7月20日から施行する。

附 則(令和3年3月26日規則第23号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前において、この規則による改正前の熊本市廃棄物再生利用個別指定に関する規則の規  
定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

別表(第15条関係)

再生利用個別指 定の種類	記載すべき事項
再生輸送に係る 指定業者	(1) 再生輸送年月日 (2) 排出者ごとの再生輸送量及び再生輸送料金 (3) 再生輸送の方法及び輸送先ごとの再生輸送量

再生活用に係る 指定業者	(1) 受入れ年月日又は再生活用年月日 (2) 排出者ごとの受入量及び受入料金 (3) 再生活用の方法及び再生活用量 (4) 再生活用によって生ずる廃棄物の持出先ごとの持出量 (5) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項 ア 再生活用によって得られる有用物を売却する場合 有用物の売却先 ごとの売却量及び売却代金 イ 再生活用によって得られる有用物を売却しない場合 有用物の利用 の方法ごとの利用量
-----------------	--

[様式第1号\(第5条関係\)](#)

(令元規則11・一部改正、令3規則23・旧様式第2号繰上)



様式第2号(第16条関係)

再生活用施設			
廃棄物の種類			
指定の期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
管理者名		連絡先	

100cm

50cm